

**区分：Ⅲ**

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 場所            | 6号機   |  |
| 件名            | 原子炉建屋（管理区域）における病人の発生について  |  |
| 不適合の概要        | 平成 21 年 2 月 21 日午後 9 時 56 分頃、6 号機原子炉建屋 4 階オペレーティングフロア（管理区域）において、原子炉ウエルの除染作業を行っていた協力企業作業員が体調不良を訴えたため、救急車で病院へ搬送しました。なお、作業員の意識はあり、身体に放射性物質による汚染はありません。 |  |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <安全上の重要度><br>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u>   | <損傷の程度><br><input type="checkbox"/> 法令報告要<br><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要<br><input type="checkbox"/> 調査・検討中 |
| 対応状況          | 診察の結果、脱水症と診断されました。<br>作業員の体調管理のため、今後とも休憩や適度な水分補給を心がけるよう注意喚起を行います。   |  |